

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人 Old Teachers Network(以下「当法人」という。)における公的研究費の執行及び管理に関し必要な事項を定めることにより、当法人における公的研究費の適正な使用及び効率的な事務処理に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公的研究費 寄附金、補助金、委託費、会員費等を財源として当法人で経理する全ての経費をいう。
- (2) 資金配分機関 競争的研究費等を中心とした公募型の研究資金を配分する国又は国が所管する独立行政法人をいう。
- (3) 構成員 当法人の研究員その他の当法人の公的研究費の運営及び管理に関わる全ての者をいう。
- (4) 不正 故意若しくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用又は法令、当法人の規則等並びに公的研究費の交付の決定等の内容及びこれに付された条件に違反した使用をいう。
- (5) コンプライアンス教育 不正を事前に防止するために、当法人が構成員に対し、自身が取り扱う公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのか等を理解させるために実施する教育をいう。
- (6) 研究倫理教育 研究活動における不正行為を防止し、研究者として求められる倫理規範、研究データの適切な管理及び研究活動に伴う責任を理解させるために、当法人が構成員に対して実施する教育をいう。
- (7) 啓発活動 不正を起こさせない組織風土を形成するために、当法人が構成員に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として実施する諸活動全般をいう。

(最高管理責任者)

第3条 当法人に公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、理事長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、自ら啓発活動を定期的に行い構成員の意識の向上と浸透を図るほか、それらを実施するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 最高管理責任者は、次条に定める統括管理責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理を行うことができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 最高管理責任者は、同条第2項及び第3項について都度代表理事に報告を行うこ

とする。

(統括管理責任者)

第4条 当法人において、公的研究費の運営・管理について、最高管理責任者を補佐し、当法人全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、理事のうち研究倫理、コンプライアンス又は研究活動の適正な運営を担当する者をもって充てる。ただし、部局を設置しない場合においては、統括管理責任者がコンプライアンス推進責任者の職務を兼ねることとする。

3 統括管理責任者は、最高管理責任者が策定した基本方針に基づき、公的研究費の適正な運営及び管理を推進するため、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 当法人全体における不正防止対策、コンプライアンス教育及び啓発活動に関する具体的施策を策定し、実施すること。

(2) 前号に規定する施策の実施状況を確認し、その結果を最高管理責任者に報告すること。

(3) 研究者、研究支援人材及び職員等に対するコンプライアンス教育及び研究倫理教育を実施し、その受講状況を管理監督すること。

(4) 公的研究費の適正な管理及び執行に関する啓発活動を定期的実施すること。

(5) 公的研究費の管理及び執行状況についてモニタリングを行い、不適切な事案又はそのおそれが認められる場合には、必要な改善措置を講じること。

(6) その他、公的研究費の適正な運営及び管理に関し必要な事項を統括すること。

(研究代表者等の責務)

第5条 公的研究費の交付を受けて研究を実施する研究代表者及び研究分担者（以下「研究代表者等」という。）は、関係法令、配分機関の定める規則及び本規則を遵守し、公的研究費を適正に管理し、執行しなければならない。

2 研究代表者等は、公的研究費の執行に係る証憑書類、研究資料及び研究データを適切に保存し、必要に応じてその内容を説明できるようにしなければならない。

3 研究代表者等は、公的研究費の執行に関し不正行為又は不適切な事案が生じ、又はそのおそれがあることを認識したときは、速やかに統括管理責任者に報告しなければならない。

4 研究代表者等は、公的研究費の適正な管理及び執行のため、当法人が実施するコンプライアンス教育その他必要な研修を受講しなければならない。

(公的研究費の執行及びモニタリング)

第6条 公的研究費の執行責任者は、当該研究課題の研究代表者又は理事長が別に定める者とする。

2 執行責任者は、公的研究費を関係法令、配分機関の定め及び当法人の規則等に

従い適正に執行しなければならない。

3 最高管理責任者は、公的研究費の適正な執行に必要な手続を定めるものとする。

4 統括管理責任者は、公的研究費の執行状況について定期的にモニタリング及び検証を行い、必要に応じて改善を求めるものとする。

5 公的研究費の獲得に伴い当法人に配分される間接経費の算定及び管理等に関し必要な事項は、公的研究費取扱要領に定める。

(誓約書の提出)

第7条 構成員は、公的研究費の運営・管理に関し、当法人の規則等の遵守について記載した誓約書(別紙様式)を最高管理責任者に提出するものとする。

(コンプライアンス教育及び研究倫理教育の受講)

第8条 構成員は、毎年度、当法人が実施または委託するコンプライアンス教育及び研究倫理教育を受講しなければならない。

2 統括管理責任者は、構成員の受講状況を管理し、必要に応じて受講を指導するものとする。

(相談窓口)

第9条 当法人における公的研究費の使用に関するルール及び事務処理手続等について、当法人内外から相談を受ける窓口として、事務局に公的研究費相談窓口を置く。

(通報窓口)

第10条 公的研究費の不正に関する当法人内外からの通報を受け付ける窓口として、事務局に通報窓口を置く。

2 通報は、原則として通報者の氏名、連絡先及び通報対象事実を明らかにして行わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、匿名による通報があった場合は、当該通報の内容に応じ、顕名による通報に準じて取り扱うことができる。

(調査の要否判断)

第11条 前条に規定する通報窓口に通報があったときは、統括管理責任者は、当該通報の内容を最高管理責任者に報告するものとする。

2 最高管理責任者は、前項の報告に関する事案について調査の要否を判断するための予備調査が必要であると認めた場合は、統括管理責任者に予備調査を行わせることができるものとする。

3 統括管理責任者は、最高管理責任者から予備調査を行うよう指示があった場合には、当該通報の信憑性等について調査するものとし、当該調査の結果を最高管理責任者に報告するものとする。

4 最高管理責任者は、第1項の通報を受けた日から30日以内に、同項又は前項の報告に基づき、調査の要否を判断する。この場合において、調査が必要と判断し

たときは、調査を行う旨を資金配分機関に報告するものとする。

- 5 最高管理責任者は、調査が不要と判断したときは、理由を付してその旨を通報者に通知するものとする。
- 6 内部監査等による指摘又は外部機関からの指摘等があった場合は、第1項から第4項までに規定する手続により取り扱うものとする。
- 7 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について資金配分機関に報告し、協議しなければならない。

(調査委員会等)

第12条 最高管理責任者は、調査が必要と判断したときは、調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度並びに不正の相当額について調査する。
- 3 調査委員会は、前項の調査において、不正がなかったと判断する場合は、通報が悪意（被通報者を陥れるため又は被通報者が行う教育研究活動を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの損害を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）に基づくものであったか否かを調査する。

4 調査委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 最高管理責任者が指名する役員 若干人
- (3) 外部有識者 若干人
- (4) その他最高管理責任者が必要と認める者 若干人

5 前項第3号に規定する委員は、調査対象の事案に関連し、当法人、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

6 調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

7 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。

8 最高管理責任者は、調査委員会の委員の所属及び氏名を通報者及び被通報者に通知する。

9 通報者及び被通報者は、前項の通知を受けた日から10日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日を除く。）に、調査委員会の委員に関して、書面により異議申立てをすることができる。

10 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合には、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、調査委員会の委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

11 最高管理責任者は、必要に応じて、被通報者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の公的研究費の使用停止を命ずるものとする。

12 調査委員会は、調査の結果、第2項及び第3項に定める事項について認定し、

直ちに最高管理責任者に報告するものとする。

13 調査委員会は、前項の報告に先立って、資金配分機関に調査の状況を連絡するものとする。

14 調査委員会に関する事務は、当法人事務局において処理する。

(調査方法及び権限)

第 13 条 調査委員会は、調査の権限を有し、通報の内容に基づき、必要に応じ、被通報者の公的研究費の執行状況の確認及び取引業者の帳簿等との突合、各種伝票、証拠書類等の関係書類の検査、現物確認、調査対象者の居室への立入調査及び関係者への聴き取りによる調査等を行う。

2 調査委員会は、調査に際し、被通報者からの弁明の機会を設けるものとする。

3 調査委員会は、通報が悪意に基づくものであると認定しようとする場合は、通報者からの弁明の機会を設けるものとする。

4 通報者、被通報者その他調査に関連する者は、調査に対し、誠実に協力しなければならない。

5 調査において、被通報者が不正の疑義を晴らそうとする場合には、自己の責任において、公的研究費の使用が適正に行われたことについて、関係書類等を示して説明しなければならない。

(証拠の保全措置)

第 14 条 調査委員会は、調査に当たって、調査の対象となる公的研究費に関して、証拠となる資料、関係書類等を保全する措置をとるものとする。この場合において、調査の対象となる公的研究費の使用が当法人以外の機関で行われているときは、当該使用に関して、証拠となる資料、関係書類等を保全する措置をとるよう当該機関に要請するものとする。

2 調査委員会は、証拠となる資料、関係書類等の入手が困難である場合又は隠蔽が行われるおそれがある場合には、必要最小限の範囲で調査に関わる教育研究活動の停止、調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は機器・資料の保全措置を行うことができる。

(通報者等への通知)

第 15 条 最高管理責任者は、第 12 条第 12 項による報告があった場合は、当該調査の結果を速やかに通報者及び被通報者(被通報者以外で不正に関与したと認定された者を含む。以下同じ。)に通知するものとする。

2 最高管理責任者は、前項の通知に加え、第 12 条第 12 項による報告が悪意に基づく通報に係る報告の場合であって、通報者が当法人以外の機関に所属する者であるときは、当該調査の結果を当該機関の長に通知するものとする。

(不服申立て)

第 16 条 前条の通知を受けた通報者及び被通報者は、当該通知を受けた日から 30 日以内に、最高管理責任者に対し、当該通知の内容について不服申立てをすること

ができる。ただし、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 前項の不服申立ては、申立ての趣旨及び理由を具体的に記載した書面により行うものとする。

3 最高管理責任者は、第1項の不服申立てがあった場合には、被通報者からの不服申立てであるときは通報者に、通報者からの不服申立てであるときには被通報者にその旨を通知するとともに、調査委員会の委員長に報告するものとする。

4 前項の報告を受けた委員長は、調査委員会において、不服申立ての趣旨、理由等を審査し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定するものとする。

5 委員長は、調査委員会において、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちにその旨を最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、当該決定を通報者及び被通報者に通知するものとする。その際、不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものであると調査委員会が判断したときは、以後の不服申立てを受け付けないことを不服申立人に通知するものとする。

6 委員長は、調査委員会において、不服申立てについて再調査を行うことを決定した場合には、直ちにその旨を最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、当該決定を不服申立人に通知するものとする。

(再調査)

第17条 調査委員会は、前条に規定する不服申立てについて再調査を行うことを決定した場合には、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足りるものと不服申立人が考える資料の提出を求めるとともに、当該事案の解決に向けた再調査に協力することを求めるものとする。

2 調査委員会は、前項の不服申立人からの協力が得られない場合には、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちにその旨を最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、当該決定を通報者及び被通報者に通知するものとする。

3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、当初の調査結果を覆すか否かを決定し、その旨を最高管理責任者に報告するものとする。

4 最高管理責任者は、前項の報告があった場合には、当該報告の内容を通報者及び被通報者に通知するものとする。

(資金配分機関への報告等)

第18条 最高管理責任者は、第15条第1項の規定に基づく不服申立てがなかった場合又は第16条第5項若しくは前条第2項若しくは第3項の報告を受けた場合は、通報を受けた日から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況及び再発防止計画等を含む最終報告書を資金配分機関に提出するものとする。ただし、通報を受けた日から210日以内に調査が完了しない場合は、調査の中間報告及び延長申請を資

金配分機関に提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、調査の過程において不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに不正があったと認定し、資金配分機関に報告するものとする。
- 3 資金配分機関の求めがあった場合は、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該資金配分機関に提出するものとする。
- 4 資金配分機関の求めがあった場合は、調査に支障がある等正当な事由がある場合を除き、当該調査事案に係る資料の提出又は閲覧及び現地調査に応ずるものとする。

(調査結果の公表)

第 19 条 最高管理責任者は、不正があったと認定された場合は、速やかに調査結果を公表するものとする。公表する内容は、不正に関与した者の氏名及び所属、不正の内容、当法人が行った措置の内容、調査委員会の委員の氏名及び所属、調査の方法・手順等を含むものとする。ただし、合理的な理由があると認められる場合は、不正に関与した者の氏名及び所属その他の情報を非公表とすることができる。

- 2 最高管理責任者は、不正がなかったと認定された場合は、原則として調査結果を公表しないものとする。ただし、公表までに調査事案が当該調査事案に関係する者以外の者が知り得ていた場合は、調査結果を公表するものとする。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報の認定があった場合は、調査結果及び悪意に基づく通報と認定した理由を公表するものとする。

(措置)

第 20 条 最高管理責任者は、第 18 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項による報告の結果、当該資金配分機関から公的研究費の返還命令を当法人が受けた場合は、不正があったと認定された者に対し、求償するものとする。

- 2 最高管理責任者は、不正が認められなかった場合は、第 12 条第 11 項に基づき実施した調査対象の公的研究費の使用停止の措置を解除する。
- 3 最高管理責任者は、不正が認められなかった場合は、必要に応じて通報者及び被通報者等の調査対象となっていた者への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。

(処分等)

第 21 条 第 12 条第 12 項の報告に基づき、不正があったと認定した場合又は通報が悪意に基づくものと認定した場合であって、通報者が当法人に所属する者であるときは、定款第 11 条に定める適正な措置をとるものとする。

- 2 公的研究費の不正を行った当事者のほか、当該者を監督する地位にある者についても、当該監督に瑕疵があったと判断される場合は、その責を問うものとする。

- 3 不正を行った者又は悪意に基づく通報を行った者の行為の悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置を講ずるものとする。

(守秘義務)

第 22 条 最高管理責任者、統括管理責任者、調査委員会の委員その他調査に関係した者(以下「調査関係者」という。)は、調査によって知り得た情報を漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第 23 条 調査関係者は、通報者に対し、単に通報したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 調査関係者は、被通報者に対し、単に通報がなされたことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

附 則

この規則は、令和 8 年 8 月 1 4 日から施行する。

別記様式(第 7 条関係)

誓約書

[別紙参照]

誓 約 書

理事長（最高管理責任者） 殿

私は、善良な管理者の注意をもって公的研究費の執行・管理に当たり、以下の事項を誓います。

1. 資金配分機関が定めた規則等及び当法人（特定非営利活動法人 **Old Teachers Network**）の規則等及び行動規範を遵守すること。
2. 一切の不正行為を行わないこと。
3. コンプライアンス教育及び研究倫理教育に参加し、使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのか等の理解に努めること。
4. 内部監査、その他調査等において、誠実に協力すること。
5. 資金配分機関が定めた規則等又は当法人の規則等に違反して、不正を行った場合は、資金配分機関及び当法人の処分並びに法的な責任を負担すること。
6. 当法人が管理する公的研究費に係る研究活動及び研究費の管理・執行において、利益相反に該当する事項がある場合はこれを申告し、変更が生じた場合は速やかに届け出ること。

☐ 利益相反に該当する事項はありません。

☐ 利益相反に該当し、又は該当するおそれのある事項があります。

〔内容〕

年 月 日

氏名